

## いじめ・不登校の状況及び対策について

## 1 いじめの状況(平成18年度から平成26年度まで)

## (1)いじめ認知件数(総数)

年	校数	件数
H18	8	40
H19	10	41
H20	8	20
H21	11	18
H22	6	16
H23	10	17
H24	8	14
H25	9	24
H26	10	23

## (2)いじめの認知件数(学年別)

年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
H18	1	0	0	3	5	2	10	1	18	40
H19	0	1	0	3	8	5	9	12	3	41
H20	0	1	1	2	1	3	7	2	3	20
H21	2	1	2	1	0	3	2	6	1	18
H22	1	0	0	3	1	1	6	3	1	16
H23	4	2	0	3	3	0	4	1	0	17
H24	0	0	0	1	2	1	3	6	1	14
H25	0	1	2	2	1	2	8	4	4	24
H26	2	1	2	1	1	1	7	5	3	23

## (3)いじめの状況

年	解消している	一定の解消	取組中	合計	解消率
H18	28	12	0	40	100.0%
H19	34	5	2	41	95.1%
H20	14	6	0	20	100.0%
H21	17	1	0	18	100.0%
H22	13	3	0	16	100.0%
H23	13	4	0	17	100.0%
H24	14	0	0	14	100.0%
H25	19	4	1	24	95.8%
H26	17	3	3	23	87.0%

## 2 不登校について(平成18年度から平成26年度まで)

### (1) 小学校不登校数

年	在籍	不登校数	市の発生率	県の発生率
H18	2,300	6	0.26%	0.33%
H19	2,480	6	0.24%	0.34%
H20	2,451	8	0.33%	0.32%
H21	2,349	3	0.13%	0.31%
H22	2,300	7	0.30%	0.36%
H23	2,245	5	0.22%	0.33%
H24	2,193	4	0.18%	0.29%
H25	2,141	4	0.19%	0.34%
H26	2,064	3	0.15%	未発表

### (2) 中学校不登校数

年	在籍	不登校数	市の発生率	県の発生率
H18	1,259	35	2.78%	2.62%
H19	1,326	37	2.79%	2.91%
H20	1,299	40	3.08%	2.88%
H21	1,281	31	2.42%	2.61%
H22	1,138	35	3.08%	2.60%
H23	1,222	20	1.64%	2.61%
H24	1,138	23	2.02%	2.54%
H25	1,117	23	2.06%	2.62%
H26	1,138	20	1.76%	未発表

### (3) 不登校児童生徒学年別人数

年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H18	0	1	0	1	1(1)	3(2)	9	12(4)	14(9)
H19	0	1	0	0	4(1)	1	8(3)	14(7)	15(8)
H20	0	0	2(1)	0	3(1)	3(1)	8(2)	13(5)	19(12)
H21	0	0	0	1(1)	2	0	6(1)	10(8)	15(10)
H22	0	0	1	0	2(1)	4(1)	3	16(4)	9(4)
H23	0	0	0	2	1	2(1)	6(2)	4(1)	10(9)
H24	0	0	0	1(1)	2	1	3(2)	12(8)	8(5)
H25	0	0	0	0	2	2	6(1)	9(6)	8(6)
H26	0	0	0	0	1	2(1)	4(1)	9(2)	7(4)

※( )は、前年度から不登校の状態が継続している児童生徒数

### 3 いじめ・不登校対策について

#### (1) 条例等の制定

- ・「いじめ防止条例」(平成27年4月1日施行)
- ・「いじめ防止基本方針」(平成26年12月)
- ・「いじめ防止等の行動計画」(平成27年3月)

#### (2) ハイパーQ Uの実施

- ・市内全小中学校でハイパーQ U検査を年2回実施する。
- ・ハイパーQ U検査により、児童生徒の学校生活満足度(友人関係・学習意欲・教師との関係・学級との関係・進路意識)、学級満足度(友達や教師から認められているか・いじめや冷やかしを受けているか)、ソーシャルスキルの実態を把握する。結果に基づく診断コメントなど今後の指導指針が示される。個人票を活用して、児童生徒一人一人に適切な対応を図ることが可能となる。
- ・年2回の実施により、取組の評価ができ、改善に取り組むことができる。
- ・市内全校の生徒指導担当を対象にハイパーQ Uの活用についての研修を実施した。

#### (3) スクールソーシャルワーカーの配置

- ・市単独でソーシャルワーカーを配置する。
- ・業務内容は、①学校のいじめ不登校対策へのアドバイス②教職員への研修③保護者相談である。
- ・各校のいじめ防止基本方針へのアドバイスだけでなく、個別の案件についてもアドバイスを得る。

#### (4) 教職員の研修の実施

- ・教職員を対象に生徒指導に関する研修を行う。

4月28日 「市いじめ防止条例」「市いじめ防止基本方針」「市いじめ防止等の行動計画」の周知といじめ不登校の市教委へ報告の徹底

5月20日 ハイパーQ U検査とその後のカウンセリングについての研修

6月11日 いじめ不登校等対応研修

日常生活に困り感をもつ児童生徒、保護者の気持ちに寄りそった対応の研修

#### (5) 指導主事による学校訪問

学期に1回、市教委指導主事が学校訪問を実施し、管理職といじめ不登校対策について面談を行い、授業観察を行う。